

ま ち の 人 口

— 10 月 —

人 口	8,533人
男	4,342人
女	4,191人
世 帯	1,619

広 報

り し り

1967. 11. 1. No.10

発 行

第 10 号

昭和42年11月1日

発行者 利尻町役場

印刷者 利礼資材印刷所



(漁村青少年集合研修会)

### 第3回 定例町議会終る

一般会計予算は2億2千万円に補正

ことし第三回の定例町議会は、去る九月十三日役場会議室に招集され、議案四件、報告など二件を審議し、同日閉会しました。

日程第一の昭和四十二年度一般会計補正予算(第二号)は、主として今年度の最終的な事業費など三千八百六万四千円を追加し、一般会計予算の総額は、二億二千九百九十二万三千円となりました。

なお、今回の追加補正で、予算に計上された事業は次のとおりです。

- (1) 仙法志林道開設工事
- (2) 蘭泊治山工事
- (3) 町営ユースホステル建設工事
- (4) 仙法志漁港埋立工事
- (5) 杓形港国直轄事業分担金
- (6) 杓形市街町道改修工事
- (7) 漁業用通信施設設置
- (8) 水産荷捌施設設置

ついて、印鑑条例の改正は、印鑑証明書の様式を変更し、文化財の指定については、種富町所在の「会津藩士の墓」を、町文化財保護条例により文化財に指定しました。

また、人事案件では公平委員佐伯弘平氏の逝去に伴う後任委員として杓形字本町山崎時二郎氏の選任に同意し、任期満了に伴う利尻郡森林組合理事の互選は、現理事牧野吉太郎、加藤孝三郎両氏を再選しました。

このほか、歯科診療施設特別会計予算の報告を原案どおり承認しました。

# 公共事業の

## 建設工事すすむ

ほとんどは、十一月完成予定  
クエースホステルは十二月に

今年度の公共事業は、衆議院議員、知事、道議会議員などの国と道の選挙が行われたために、国、道ともに、事業費予算の編成が遅れ、このため天候が順調な割合に、工事が遅れております。現在、町内で、次の工事が行われております。

- ◎港湾、漁港関係
  - ・沓形港修築
  - 泊地一四、〇〇〇立方メートル
  - 岩壁一四〇メートル
  - 消波ブロック三〇〇個
- ・仙法志漁港修築
  - 岩壁一六〇メートル
  - 胸へき一五九メートル
  - 埋立三五、〇〇〇立方メートル
- ・新湊漁港修築
  - 防波堤三二、六メートル
  - その他
- ・御崎漁港災害測量その他
- ・蘭泊漁港改修
- 防波堤四三メートル
- その他
- ・長浜海岸災害防波堤一〇〇メートル
- その他
- ◎道路、林道関係
  - ・道々利尻島線改良(沓形市街、種富町)
  - 移転三〇件
  - 改良一、一二七メートル

- ・道々舗装(仙法志市街) 五四〇メートル
- ・道々利尻島線舗装(栄浜、大磯) 二、四五三メートル
- ・町道改良(仙法志市街) 三二〇メートル
- ・町道局部改良(沓形市街) 側溝新設 六一メートル
- ・路盤改良 八〇メートル
- ・栄浜橋補修 巾員拡張
- ・仙法志林道新設一、〇〇〇メートル
- ◎治山関係
  - ・蘭泊神社の沢床固め、水路工
  - ・蘭泊共通橋上流蛇かご
  - ・蘭泊雪崩防止土塁その他
  - ・保安林改良(富野) 改植五ヘクタール
  - ・防風林(栄浜) 防風工二、九四〇メートル
  - ・セパウン川治山えん堤
  - ・境橋上流治山えん堤
  - ◎住宅関係
    - ・道低家賃住宅

- ◎電気関係
  - ・電力増強施設 内燃機七一五H 住宅その他
- ◎水産関係
  - ・浅海増殖 昆布礁その他
  - ・大型魚礁設置 魚礁四、〇〇〇個
  - ・漁業用無線施設 局一、無線機二二三
  - ・荷捌所新築 ブロック造二四五平方メートル
- ◎文教関係
  - ・教員住宅 沓形二戸、仙法志一戸
  - ・久連小中学校便所改修 便所移設
- ◎砕石関係
  - ・大割クラシヤー 大割機その他
- ◎厚生関係
  - ・仙法志診療所増築 待合室
  - ・新湊火葬場改修 火葬炉改修
  - ・稚内保健所利尻支所庁舎新築 鉄筋コンクリート二階建 三三二平方メートル
  - ・利尻町社会福祉館新築 ブロック造平家三〇八平方メートル
- ◎観光関係
  - ・町立ユースホステル新築 木造モルタル二階建四四五平方メートル
  - ◎航路標識
    - ・沓形岬灯台光力増強

- 光力八、〇〇〇カンデラ
- ◎沓形港防波堤灯台復旧
- 光源変更その他

- ◎その他
  - ・役場、病院車庫改修
  - 改装その他

## 冬の火災にそなえて

みなさん、冬のしたくはお済みでしょうか。冬將軍の到来とともに、また火災の季節がやってきます。お宅の火の用心は大丈夫ですか。寒さが増えたとともに火気の取扱量が一層と増えてきます。火事をださないように家族全員でくふうしましょう。

◎暖房器具の取り付けは完全ですか。  
ストーブやカマド類などの火気器具は、火災予防条例で取り付け方法が定められています。次の図を見て点検して見ましょう。そして燃えやすいものはそばに置かないようにしましょう。

◎使っている器具は安全でしょうか。  
石油コンロなどに汚れ、さび、いたみ、油もれはありませんか、よく調べて悪いところは修理してから使しましょう。また、プロパンガスの調整器、ゴム管の継ぎ手やゴム管は、石ケン水をぬつてガスもれがないか検査して見ましょう。ガスもれを発見したときは直ぐ元栓をしめて取扱店に修理してもらいましょう。

◎石油コンロ、石油ストーブの取り扱いには説明書どおりにしていませんか。  
火をつけたまま給油をしたり、新聞紙をまるめてジヨウゴがわりにしたりしていませんか。また電気器具のタコ足配線をしていませんか。正しい取り扱いこそ火事

を起こさない最良の方法です。◎火気を使った後に点検をしてい

ますか。  
石油ストーブなどの消し忘れ、パイロンのスイッチの切り忘れ、プロパンガスの元栓の閉め忘れなどはよくあることです。また寒くなることですが、安全な場所に必ず始末するようにしましょう。

◎近年、冬期間は火災による死傷者が増えています。各家庭では保温のためビニールで窓を密閉したり、目張りをしたりして室内を密閉しがちになり、また化学製品の普及により家具、什器、建材、衣料などで燃えるときわめて毒性の強いガスをだし、逃げ遅れると焼死する前に中毒死する事例が多くなっていますから

じゆうぶんに注意してください。  
また、これからは積雪や凍結のため、窓や非常口があかず、焼死する例もありません。窓や非常口はいつでも使えるようにしておくこと、除雪を励行し安全な場所まで逃げられるようにしておくことも大切です。次に雪のために道路がせまかつたり、貯水そうや消火栓が使えなかつたり、消防機関の活動が相当に制約されてきますから、万一に備えて消火器を用意しておくこともたいせつです。また貯水そう、消火栓や道路の除雪など隣近所で誘い合つて消防機関に協力するようにしたいものです。

(ストーブ取付け図解次頁)

# 引揚者に対する特別交付金法が制定されました

(趣旨)

この特別交付金は、外地に「生活の本拠」を「一年以上」もつていた人が、終戦時のやむを得ない理由により本邦に引き揚げるこゝとなつたために、在外財産ばかりでなく、生活、利益その他生活に根ざすすべてのものを失つた打撃に報いる趣旨で支給されるものです。したがつて「生活の本拠」を外地にもつていなかった人、たとえば本邦に生活の本拠があり、そこから入営、応召、遊学などで外地に行つていた人のような場合は支給を受けることができません。

ここで外地というのは、いわゆる旧外地、外国等を総称した言葉で、本邦、つまり現在の日本領土以外の地域のことです。

したがつて、沖縄や小笠原諸島は外地ではありませんが、北方領土に関しては特例があつて、歯舞、色丹、択捉、国後の各島はここでいう外地に含まれます。

満洲開拓民については、外地における生活の本拠が一年未満でも支給されず。

(支給要件)

一、引揚者に対する場合引揚者であること。

引揚者とは、次に掲げる日まで、外地等に引き続き一年以上生活の本拠を有し、次のいずれかの要件を満たすもの。

- (1)昭和二十年八月十五日以後外地(本邦以外の地域)から引き揚げてきたもの。
- (2)昭和二十年八月九日以後八月十五日までにソ連の参戦により外地から引き揚げてきたもの。

終戦時まで外地に引き続き八年以上居住した者一万円を加算する。

二、遺族の場合  
引揚者に対する支給額の七割の額(請求期限)

昭和四十五年三月三十一日まで昭和四十五年四月二日以後本邦に引き揚げた日から起算して二年間(支給方法)

記名国債により交付します。  
第一回の請求書受付は、十月十一日から十月二十日までとし、第二回目以降は、有線放送、回らん等によりお知らせ致しますので請求期限内に請求して下さい。

詳細な点については、民生課社会係に問い合わせ下さい。

## インフルエンザの予防

### 予防を

わたしたちが、いちばんかかりやすい病気は、「カゼ」だといわれています。いつたん流行するものすごい勢いでひろがります。ことわざにもあるように「かぜは万病のもと」といわれ、肺炎、気管支炎などの余病を併発し、日常生活に大きな障害をもたらすこともあります。

「かぜ」は、ウイルスという、細菌よりずっと小さい病原体が、鼻やのど、気管の粘膜に感染し、からだの抵抗力の弱つたときにつけこんであげられ、病気を起こすことになります。

普通の「かぜ」の場合は、さむけくしやみ、せき、鼻汁、のどの痛み、発熱などの局所的な症状があらわれ、発熱が、「インフルエンザ」の場合、もつとたちが悪く、高い熱、頭痛、筋肉や関節の痛み、けん怠感、食欲不振などの全身的な症状が強くなります。

一、予防接種を受けておきましょう。  
ワクチンによつて免疫体をつくり、それによつて感染を予防したり、病気を軽くするため、抵抗力をつけることがいちばん良い手段です。予防接種については、毎年、流行期前の十月から十二月にかけて、国の特別対策として、小、中学校、幼稚園、保育所を対象に、実施することとなっていますので、その際は必ず予防接種を受けましょう。

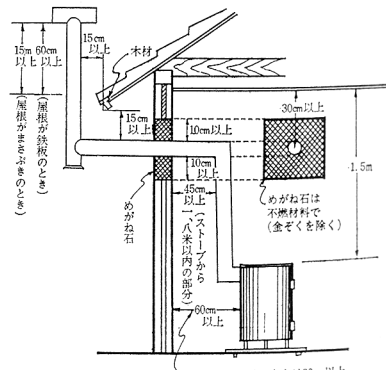
二、冷水、乾布まさつておきましょう。  
三、温度の変化に気をつけましょう。  
四、汗のあとしまつておきましょう。  
運動をしたあとなど汗が蒸発し、からだの熱がうばわれます。このようなときに「かぜ」をひくもつとになります。

五、湯ざめ、うたたねに用心しましょう。  
入浴したあと、一、二時間たつてからが、いちばんからだの冷えるときですから、十分注意しましょう。

六、うがいをしておきましょう。  
うがいは、のどについたウイルスや細菌を洗いおとすのに役立ちます。

七、生活はいつも規則正しく不摂制をしないようにしましょう。  
八、十分な栄養をとりましょう。  
栄養の不足やかたよりは「かぜ」に対する抵抗力を弱めます。冬は野菜が不足しがちですから、ビタミン不足になりやすく、できるだけ野菜やくだものをとりましょう。

九、インフルエンザの流行しているときは、不必要な外出をさげましょう。



◎皆さんの家でストーブや煙突をとりつけるときは図のような寸法を守って下さい。

## お知らせ

### 要覧「利尻」の刊行について

利尻町の過去と現在の姿を紹介するための町勢要覧「利尻」を刊行いたしました。本書は当町の社会、経済の姿や町行政の機構など、郷土の住民として知つておかなければならない統計資料を图表とともに掲載してあります。

本書ご希望の方には実費でおわけしますから、役場総務係へ申込み下さい。(実費一部百七十五円)

# 警察だより

沓形警部補派出所 T 33  
仙法志巡查駐在所 T 39

## 道路交通法の一部が改正になりました

改正の要点は

一、昭和四十二年十一月一日から施行されるもの

(一) 横断歩道における歩行者保護の規定が強化されます。

ア 一時停止の義務

イ 追抜きの禁止

(二) 大型自動車についての規制が強化されます。

ア 運行記録計の備付と記録の保存の義務

イ 積載制限違反の罰則強化

ウ 運転資格などの引上げ

(三) 事故現場で免許の効力が直ちに仮停止される制度ができました。

これは悪質重大な交通事故があつた場合その場所を管轄する警察署長が即時にその運転者の免許の効力を仮に停止することにより公安委員会が取消し、又は停止するまでの危険を防止しようとするものです。

(四) 罰則が整備されます。

ア 合図違反の過失も処罰されます。

イ 酒気帯び加重の規定が整備されました。

これは横断歩道における歩行者優先の規定に違反した場合酒を飲んでいた時は罰則が二倍になるということです。

二、昭和四十三年七月一日から施行されるもの。

「反則通告制度」が新設されました。

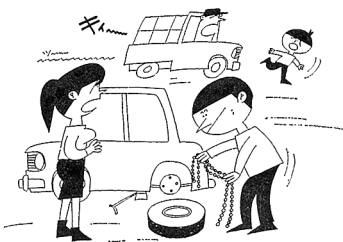
た。

危険度の高い悪質な違反は別として所定の交通違反については反則行為として直ちに刑罰を科すことをせず反則金の納付を通告し任意に納付した者についてはその反則行為について刑事訴追をせず処理しようとするものです。

三、昭和四十三年九月一日から施行されるもの。

軽自動車軽免許がそれぞれ普通自動車普通免許となります。

おっとあぶないスリッパは事故のもと



すべり止め装置は完全に

以上改正の要点を簡単に説明しましたが交通安全協会の方々にはあともう少し詳しく説明をいたします。尚疑問の点などがありましたら警察へお問い合わせ下さい。

## 交通取締りの結果から

利尻島内の交通事故は死傷者十二名という昨年の五名を大巾に上廻る

状況です。警察では交通事故防止のために色々のことを行っておりますが、次のことを住民の皆さんが守つていただければ、今まで発生した事故は防止できたものでした。

- (1) 歩行者の人達は
  - ア 右側通行をして下さい
  - イ 道路での立ち話をやめて下さい
- (2) 自転車乗りの人達は
  - ア 道路の左側端を通行して下さい
  - イ 二台以上横に並んで運転しないで下さい
- (3) 運転者の人々は
  - ア 歩行者を発見したときは除行して下さい
  - イ 酒を飲んで車は絶対に運転しないで下さい

(二) このような違反が多いです

ア 軽貨物自動車のボデーに法律に定められた所有者の氏名等を

交通事故は、尊い生命を奪い、一生を不具者にするなど、多くの犠牲者をだし、しかも、必ずといってよいほど損害賠償の問題がもたらがってきます。

この問題がもたらがってきます。ところが、被害者の多くは、損害を請求するの

にどのような手続き

の金額が適当であるかをよく知らな

いたために、加害者のいいなりになつてわずかの涙

金ですまされたり、悪質な示談屋に賠償金を横取りされて泣き

寝いりするという例もよくあります。

そこで、道では、被害者の救

書かないで運転している人

- イ 原動機付自転車も自動車損害賠償法の保険に入らなければ運転できません
- ウ 軽自動車を陸運事務所に届出しないで即ち「軽自動車届出済証」を備付けないで運転している人
- エ 車両等のナンバー灯がつかない車を運転している人

以上の違反は直接には交通事故に結びつきませんが、運転者の常識として守るべきことなので、もう一度車を点検して下さい。

## 自転車の盗難が続発しております

一月位前から沓形市街地(中央部)において自転車の盗難事件がひん発しております。盗まれた自転車は殆んどにおいてよい位町はずれの草むらの中に放置されておりました。警察で調べたところ

一、時間は午後十一時前後

二、盗まれた自転車は施錠しない

三、夜ちよつと用事があつて親せきなどの家に上り込むさい錠をかけたなかつた

四、警察でも犯人をさがしております

が、自転車の盗難にからならないため、

一、夜おやすみになる前に、自転車は家の中に入れて下さい

二、用事があつて親せきなどの家を訪問した時でも施錠をして下さい

警察相談所を利用して下さい

警察ではみなさんの心配ごとや悩みごとなど、どんなことでも気軽に申し出てもらうための窓口として、相談所を設け、ご相談に応じております。どんなことでも警察署の相談所をご利用下さい。

## 加害者との話し合いに先だつて

### 交通事故相談所の利用を

交通事故は、尊い生命を奪い、一生を不具者にするなど、多くの犠牲者をだし、しかも、必ずといってよいほど損害賠償の問題がもたらがってきます。ところが、被害者の多くは、損害を請求するのにどのような手続きの金額が適当であるかをよく知らないたために、加害者のいいなりになつてわずかの涙金ですまされたり、悪質な示談屋に賠償金を横取りされて泣き寝いりするという例もよくあります。そこで、道では、被害者の救済を早く、正当に解決するための指導助言をする機関として、道庁の中に交通事故相談所を設けました。この相談所には、弁護士のほか専門の相談員がいて、毎日無料で相談に応じています。加害者との話し合いをする前にぜひ相談所を利用していただき

もし、交通事故にあつたときには、次のことをまず行つてから相談所へ連絡して下さい

1. どんな小さな事故でも、必ず警察へ届けること。

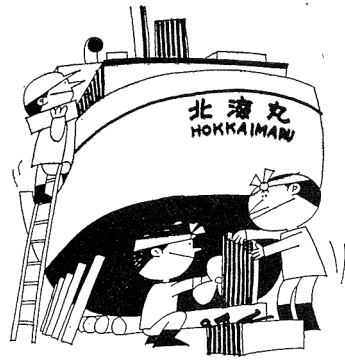
2. たとえ軽いけがでも、後になつて障害がでることがありますから、以上のことをまず

してから、相手との話し合いに先だつて、交通事故相談所で相談することが大切です。

交通事故相談所は、道庁内(札幌市北三条西七丁目)電話は、札幌二六一〇五六八番です。

# 漁船の海難を防ごう

次期操業に備えて漁船の手入れは完全に



船の点検修理を重点的に

本道周辺海域は、豊富な漁業資源に恵まれているので漁船漁業が活発であり、とくに、近年漁船の大型化、装備の近代化にもない、沖合い漁場への進出はめざましいものがあります。こうした漁船漁業が活発になる反面、漁船海難事故が後を絶たないことは、誠に残念なことであり、昨年一年間の本道周辺(千島、南カムチャツカ、樺太を含む)海域の漁船海難事故は三百九十六件、死亡、行方不明の乗組員は二百六十四名という多数にのぼっています。また、この事故による損失(物のみ)は、約八億四千五百万円という巨額になっていますが、このうち異常気象などまつたかの不可抗力によるものは、一説にはわずかに千六百万円程度と推定されており、まだまだ大部分の海難は、関係者一同の努力により、人為的に防ぎうるものと思われまます。

漁船海難事故の原因として、漁業者は、沿岸にはさかながいなくなつたので、装備の悪い小さい船でも沖へ行かなければならないとか、労賃や資材が高くなつたので、多少天候状態が悪くても、無理して操業しなければならぬとか、さらには一航海あたりの利益を多くするために、無理してさかながをたくさん積まなければならないなど、いろいろなことをあげています。

また、漁業自体がその種類によっては非常に経営の苦しい産業なため、危険をおかさなければやつていけないといった話もたびたび聞かれます。

それらの根本的問題については、漁業関係者、市町村、道、国が一体となつて、漁業全般についてのいろいろな対策を講じてつありますが、現時点では、これらの対策にもまして、漁業者一人一人が自己の生命の安全を保つため、どのようにして、海難を防止していくかを真剣に考える必要があります。

漁船の整備点検緊急の場合の通信体制、救命器具の整備、気象、海象の的確な把握と緊急事態における操船技術の習熟などのじみちな努力と、多くの人たちとの力の結集が必要です。これらの努力によってこそ、尊い生命が保たれ明日の豊かな生活が約束されるのです。これから冬にかけては、本道周辺海域の気象、海象条件は厳しくなり、いささかの油断も許されない状態になります。この機会に、漁業者はもう一回、漁業に關係する人、団体、機関がいちがんととなり、海難に対する厳肅な反省をするとともに、海難事故の防止に全力をあげていきたいものです。

## 青色申告の おすすすめ 税務課

昭和二十五年に青色申告制度ができてから、今年で十八年目になります。この間、青色申告者の数は、逐年増加し昭和四十二年三月末日現在では営業業者で十一万人と普及割合も六十八%にいたりました。しかし比較的小規模な事業を営む納税者でまだ申告をしない人がかなりあります。当町では普及率二〇%程です。

青色申告制度に加入すると次のようないろいろな特典があり、それだけ税金が安くなり、帳面をつけることにより経営の合理化に役立つ利点があります。

- 一、専従者給与額が一人最高今年は二十四万円白色申告者より九万円多く控除ができます。
- 二、貸倒引当金
- 三、価格変動準備金
- 四、退職給与引当金
- 五、純損失の繰越又は繰戻その他の特典もまたたくさんあります。

又明年一月から、所得七〇万円以下の小規模事業者には現金主義が認められ、帳簿も大幅に簡素化されます。

東						西					
位置	氏名	年齢	性別	住所	年齢	性別	住所				
横綱	吉田	94	女	仙法志字元村	91	女	沓形字種富町				
大関	茶谷	91	女	仙法志字本町	90	男	沓形字泉町				
小関	脇太	89	男	仙法志字本町	89	女	沓形字種富町				
張出	結野	88	女	沓形字神居	88	女	沓形字緑町				
前	頭	88	女	仙法志字本町	88	女	仙法志字本町				
2	田	87	男	仙法志字元村	87	女	沓形字蘭泊				
3	間	87	女	沓形字泉町	87	女	仙法志字本町				
4	太	86	女	沓形字本町	86	女	沓形字新湊				
5	黒	86	女	仙法志字長浜	86	女	仙法志字本町				
6	鎌	85	女	仙法志字長浜	85	女	沓形字日出町				
7	有	85	男	沓形字新湊	84	女	沓形字日出町				
8	宝	84	女	沓形字泉町	84	女	沓形字神居				
9	赤	84	女	沓形字榮浜	84	女	仙法志字政泊				
10	石	84	女	仙法志字御崎	83	男	沓形字日出町				
11	高	83	女	沓形字種富町	83	女	沓形字新湊				
12	藤	83	女	仙法志字神磯	83	女	仙法志字元村				
13	藤	83	女	仙法志字政泊	83	女	仙法志字御崎				
14	笹	83	女	仙法志字本町	83	男	仙法志字本町				
15	上	83	女	〃	83	女	仙法志字神磯				

### 利尻町長寿者番付

満年齢(八十三才以上) 同年令の順位は生年月日による

利尻町 勸進元 男 九人 女 三人 昭和42,9,15現在



